

令和元年10月1日より

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

手続きは
お早めにオロ！！



対象となる方

▶ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

◎65歳以上である

◎世帯全員が市町村住民税非課税である

◎年金収入額とその他所得額の合計が879,300円（※1）以下である

（※1）令和元年度の基準額となります

▶ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

◎前年の所得額が約462万円以下（※2）である

（※2）扶養親族の数により増減します

請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または羽幌町役場で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金の請求手続きで
お困りの際は、下記までお問い合わせください。

⇒ お問い合わせ

給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤルとなっております）

留萌年金事務所国民年金課 ☎ 0164-43-7212（自動音声案内 2番 → 2番）

羽幌町福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004（課直通）

年金給付金 検索

